

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上里町長

市町村名 (市町村コード)	上里町 (113859)
地域名 (地域内農業集落名)	神保原地区 (忍保、八町河原、神保原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月26日(第1回) 令和6年10月21日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

神保原地区の農地面積134haであり、田畑の割合は4:6で均衡している。農業者は高齢化しており、営農規模を縮小したい、農地を借りて欲しいを希望する人が約2割(約24ha)と多い。また後継者がいない、未だ決まっていない農業者が約3割も占める。今後更なる高齢化が見込まれ、後継者も不足するため、担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・神保原地区の農地利用については中心経営体である認定農業者経営体と認定新規就農者経営体が担っていくほか、認定農業者及び認定新規就農者の受入れを促進していくことで対応していく。また、後継者の育成にも注力していく。
・主要な米、小麦、露地・施設野菜、飼料作物等の生産拡大を進めながら農地の集約化を図る。【例:米粉用米、大豆、ねぎ、ブロッコリー、キャベツ、さといも、かぼちゃ等】

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	134 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	134 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	--- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
高齢化や規模縮小、後継者がいないなどにより、耕作できなくなった農地については、中心経営体へ集積を行う。農地の集積と集約化により、生産コストの削減や作業効率の向上を図ることができるため、集積にあたっては、分散された農地を整理し、法人や認定農業者、新規就農者等の担い手ごとに集約を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸付について、重点地区を定め計画的に推進していく。また、より効率的に集約できるように、農地中間管理機構と担い手は連携を密にし、情報を共有しながら、事業を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
整備済み。水路・農道等の管理は農地所有者及び耕作者が共同で行っていく。また、本庄道路の整備による、農地面積の減少や形態の変化等、農地に与える影響を考慮して、集積・集約化を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。また、今後担い手が不足し、現在の中心経営体だけでは引き受け切れなくなるため、新たな担い手の確保や後継者の育成に地域ぐるみで取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣等の被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、獣害の捕獲、追い払いに積極的に取り組んでいく。
- ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
- ⑦地域の環境を維持するため、遊休農地など保全管理が必要な農地について担い手が受託して管理できる体制を構築していく。



印刷範囲図(1:2500 神保原地区)